

第5次坂出市行財政改革大綱

(平成26年度～平成30年度)

平成26年3月



目 次

I. はじめに

・これまでの取組	1
・坂出市の現状	1
・さらなる行財政改革の必要性	2

II. 行財政改革の基本的な考え方

・目指すべき方向性	3
・行財政改革大綱の取組期間	3
・行財政改革の推進体制	3
・行財政改革の目標	4

III. 改革に取り組む3つの視点

・市民共働・サービスの視点	5
・経営の視点	5
・健全財政の視点	5

IV. 改革を進める重点項目

【市民共働・サービスの視点】

・市民ニーズの把握と市民サービスの向上	6
・市民との共働の推進	6
・大規模災害に備えた体制の整備	6
・民間委託の推進	7

【経営の視点】

・持続可能な行政経営の推進	8
・行財政運営の効率化	8
・定員管理と人材育成	8
・行政の透明性の確保	9

【健全財政の視点】

・財政の健全化	10
・歳出の見直し	10
・自主財源の確保	10
・資産の活用	11
・公営企業会計の健全化	11

I. はじめに

・これまでの取組

行政改革の推進については、国から平成17年3月に『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』が示され、各地方公共団体に対し、平成17年度を起点とし、概ね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した『集中改革プラン』の公表が要請され、さらに、平成18年8月には『行政改革の更なる推進のための指針』が示され、より一層積極的な行財政改革の推進が求められることになりました。

本市においては、平成3年度から独自の行財政改革に取り組み、平成8年2月には市民の代表で組織した坂出市行財政問題懇談会からの意見をいただきながら、坂出市行財政改革大綱を策定しました。

その後、平成10年12月には第2次坂出市行財政改革大綱、平成15年12月には第3次坂出市行財政改革大綱、そして平成21年2月に第4次坂出市行財政改革大綱を策定するとともに、同年10月に改訂版を公表するなど、社会経済情勢などの変遷を踏まえ見直しを行ってきました。

これまでの取組にあたっては、一貫して『大きな仕事をするための小さな市役所』の達成を目指し、経費の縮減に留意しながら、職員自らの的確な判断と創意工夫により、『最少の経費で最大の効果』をあげるよう、『事務事業の見直し』『財政の健全化』『組織機構の再編整備』『定員管理、給与の適正化』『情報化の推進』の5つの重点課題に取り組み、一定の成果を得ているところであります。

・坂出市の現状

我が国の財政状況は、人口高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、近年著しく悪化が進み、債務残高はGDPの倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にあります。

本市におきましても、長引く景気低迷による市税収入の減少や、地方交付税の減額、生産年齢人口の減少などが、地域経済の発展に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、少子高齢社会に伴う、医療・介護費、子育て支援費の増加に加え、生活保護費などの扶助費の増加が今後も見込まれており、財政の硬直化が進むものと考えられます。

このような厳しい財政状況の中においても、きめ細かな行政サービスを提供するため、施策や事業の『選択と集中』を行い、市民との共働のもと、徹底した行財政改革を行う必要があります。

さらには、地方分権の推進による地方自治体の守備範囲の拡大など、これまで以上に自己決定、自己責任による行財政運営が求められています。

・さらなる行財政改革の必要性

第4次坂出市行財政改革大綱（改訂版）や具体的な取組をまとめた行財政改革実施計画に基づき、行財政改革を推進してきましたが、坂出市を取り巻く環境は日々大きく変化しています。

急速に進む少子高齢化や地域コミュニティ機能の低下、また、社会保障と税の一体改革に伴う影響など、市民生活に不安を抱える人が多くなっています。

このような状況の中、ますます多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、『市民本位』『市民参加』『市民対話』のもとで市民や地域、NPO、ボランティア団体、企業などと行政がパートナーとして、互いに協力し合い、時にはそれぞれが主体となり、公共サービスを担う共働のまちづくりを推進していく必要があります。

また、先に策定した第4次行財政改革大綱（改訂版）の取組期間が平成25年度をもって終了しますが、その方針に基づく改革事項については、今後とも、引き続き取り組んでいかなければなりません。

そこで、中・長期的な見通しに立ち、必要な改革事項の再検討を行い、大綱の見直しを実施し、概ね5年を目途として行政として取り組むべき指針を明らかにするため、ここに新たに第5次坂出市行財政改革大綱を策定するものです。

Ⅱ. 行財政改革の基本的な考え方

・ 目指すべき方向性

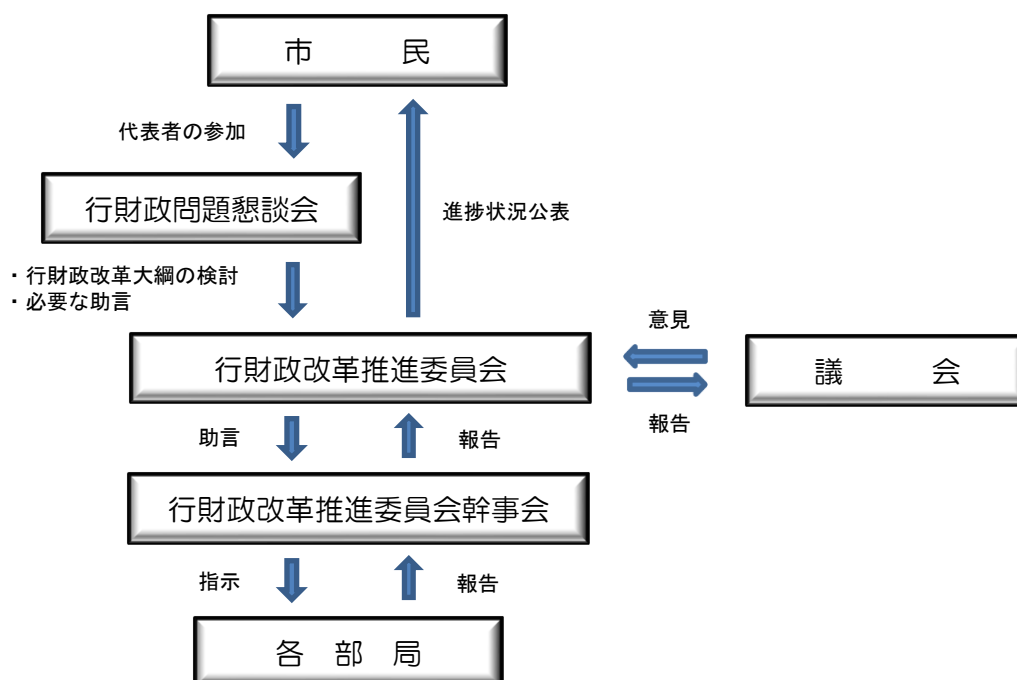
近年、地方分権の確立に向けた地方分権改革による基礎自治体への権限移譲が進められ、基礎自治体の担う役割が大きくなっています。今後は、スリムで持続可能な行財政基盤の強化を図るとともに、今まで行ってきた経費の削減や職員数の抑制といった『量』的な改革を継続しつつ、行政を運営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の最適配分を行い、きめ細かな行政サービスを提供するため、『質』の向上に向けた改革を図っていきます。

・ 行財政改革大綱の取組期間

この行財政改革大綱の取組期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

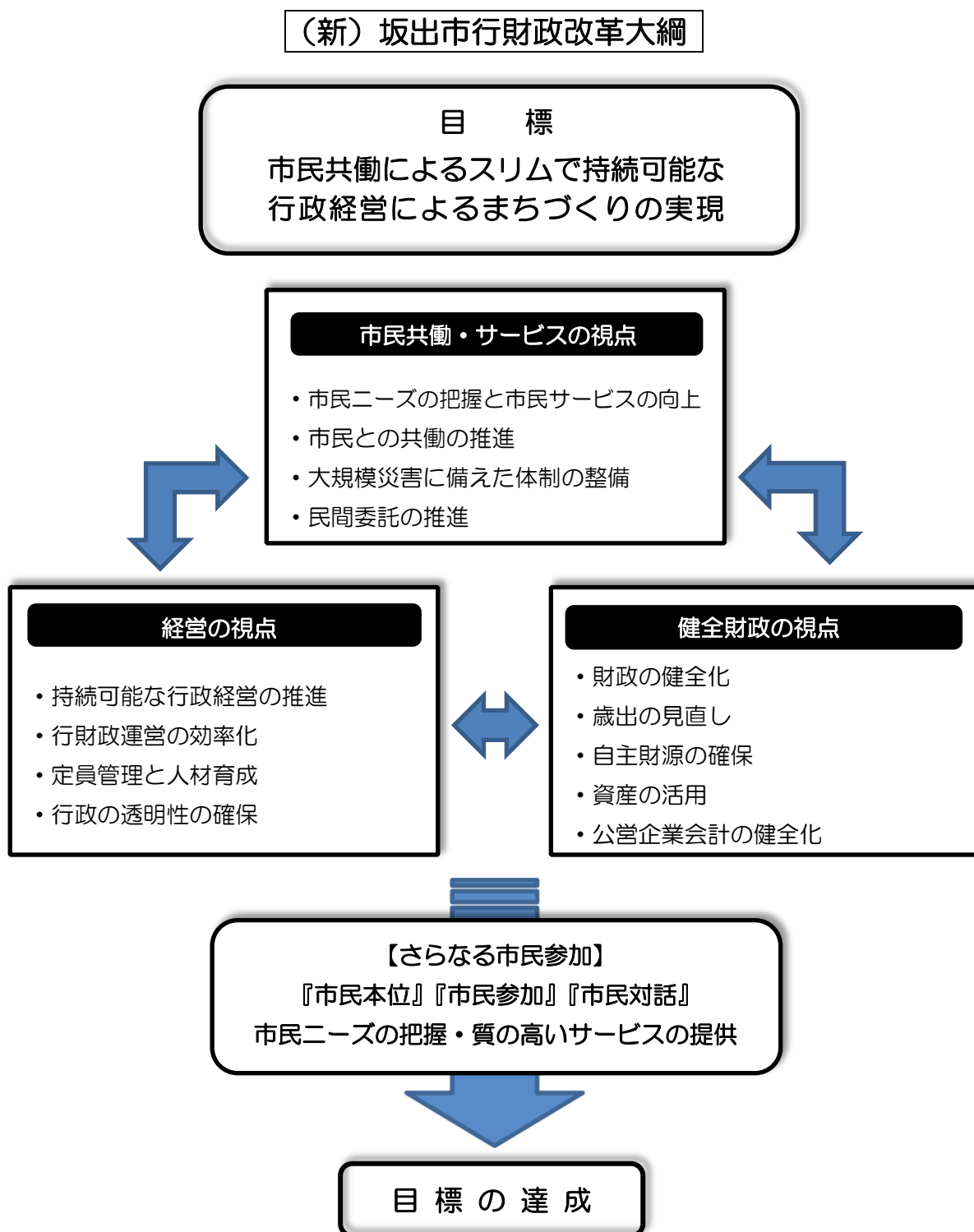
・ 行財政改革の推進体制

この行財政改革の推進体制は、次のとおりです。



・ 行財政改革の目標

今回の行財政改革大綱では、3つの視点から、今まで行ってきた『量』的な改革を維持しつつ、『質』的な改革にも取り組み、市民共働によるスリムで持続可能な行政経営によるまちづくりの実現を目指します。



Ⅲ. 改革に取り組む3つの視点

市民共働・サービスの視点

市民の価値観や生活スタイルは日々変化しており、それに伴い、市民の求めるサービスも変化しています。

このような変化に的確に対応するため、『市民本位』『市民参加』『市民対話』のもと、さまざまな面で市民との共働や市民参加を促進し、市民の求めるサービスを追求するとともに、『質』の高いサービスの提供を目指します。

経営の視点

施策や事務事業の見直しを行い、限られた経営資源を市民ニーズや社会経済環境に合わせ、効率的、効果的に最適配分し、持続可能な行政経営を推進していきます。

また、職員の意識改革や能力向上のための研修を行い、職員の『質』の向上を図ります。

さらに、高度化された情報処理技術や通信技術を活用し、情報化を推進することにより、事務の効率化を図るとともに、市民と情報を共有し、透明で開かれた行財政運営の実現を目指します。

健全財政の視点

少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加や、景気低迷による税収の減少など、厳しい財政状況の中において、持続可能な行政経営を進めるためには、財政の健全化が極めて重要になります。

そのためにも、『最少の経費で最大の効果』を基本理念に、積極的な自主財源の確保と、歳出の見直しに取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

IV. 改革を進める重点項目

・ 市民共働・サービスの視点

市民ニーズの把握と市民サービスの向上

「質」の高い市民サービスを提供するためには、まず、市民ニーズを的確に把握することが重要です。

そのため、市民の皆様と意見交換等を行う市長対話事業（出前ミーティング・市長サロン）、目安箱の設置等を実施し、幅広く意見を収集し、収集した意見を市民サービスの向上に結び付けるよう努めます。

さらには、職員提案制度の活用など、職員の創意工夫を奨励することにより、職員の研究心及び勤労意欲の高揚を図り、効率的な事務処理、市民サービスの向上に努めます。

市民との共働の推進

持続可能な坂出市を築いていくためには、従来のような効率化、合理化といった行財政改革に留まらず、むしろ共働という観点から行政の『質』を変えていく必要があります。『共働』が共に働くという意味でうまく機能するよう推進します。

そのため、地区ごとに任命した担当職員が各地区に出向く出前市役所を実施し、その地区の課題解決のための情報提供や意見交換を行うことで、地域が主体となったまちづくりを側面から支援します。

また、行政が計画や事業を策定する段階において設置する審議会等に、外部の有識者だけでなく、市民が委員として政策形成に参画できるよう、公募による市民委員の参加を促進します。

大規模災害に備えた体制の整備

大規模災害に的確に対応するため、東日本大震災から得られた教訓である『想定にとらわれない』こと、『人命が第一』であり被害を最小化する『減災』の重要性を再認識し、大規模災害に備え、随時、地域防災計画の見直しを行います。

また、自分の身は自分で守る『自助』、自分たちの町は自分たちで守るという『共助』のさらなる強化のため、自主防災組織の結成、活動の活性化を支援していきます。

さらに、南海トラフ巨大地震により、地域で機能不全に陥らないよう、職員訓練などを通し、地域継続の視点に立った職員の危機管理能力の向上を図ります。

民間委託の推進

行政としての責任を果たしつつ、専門的業務の民間委託に継続して取り組み、本市が重点的に実施すべき事業への職員配置や財源確保を行い、効率的な行財政運営を進めていく中で、市民サービスの向上を図ります。

・ 経営の視点

持続可能な行政経営の推進

厳しい財政状況の中，地方分権の推進による地方自治体の守備範囲の拡大など，これまで以上に自己決定，自己責任による行財政運営が求められています。

持続可能な行政経営を行うためにも，事業に係る総コストや費用対効果などの経営の視点を持ち，スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき，施策，事務事業の見直しや，経営資源（ヒト・モノ・カネ）の最適配分に努めます。

行財政運営の効率化

市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを提供するためには，行財政運営の効率化を推進することが重要です。

情報システムの導入，事務手順の見直し等による行政事務の効率化を進めるとともに，公共施設のあり方や運営方法の検討を行います。

また，市民にとって分かりやすい，簡素で効率的な組織機構の見直しを引き続き行います。

定員管理と人材育成

これまで，職員数の削減を本旨とした定員適正化計画を推進してきた結果，総人件費の抑制について一定の成果をあげてきました。

一方，職員数の減少に反し，行政需要は増加の一途をたどっており，今後もその傾向は継続すると見込まれるため，これまでの定員適正化計画に準じた急激かつ大幅な職員数の削減は困難な状況です。今後については，普通会計の職員数を500人体制とする，第二次定員適正化計画の終了時点（平成27年4月1日現在）の職員数を基本としつつ，最も効率的かつ効果的な職員数を見極め，長期的な視点に立った定員管理を推進します。

また，今後は職務に応じた人材育成を推進し，職員一人ひとりの職務能力の向上や意識改革等に取り組み，『質』の向上を図ってまいります。

職員給与については，引き続き社会情勢に即した制度となるよう，適時，見直しを図るとともに，市民の理解が得られる給与制度の構築に努めます。

行政の透明性の確保

市民の利便性の向上やより質の高い行政サービスの提供を図るため、行政は市民に対する説明責任を明確にし、積極的な情報の提供を通じて、行財政運営の透明性を高めていく必要があります。

このため、監査結果の公表やパブリックコメント、情報公開制度等の適正な運用に努めていきます。

また、ホームページ等の充実を図り、市民への積極的な情報提供を行います。

・健全財政の視点

財政の健全化

少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加や、景気低迷による税収の減少など、厳しい財政状況の中において、持続可能な行政経営を進めるためには、財政全体の状況を財務指標等での確に把握、分析しながら、財政の健全化に努めていく必要があります。

さらに今後においては、数値目標として、市債残高（実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く。）は、平成30年度末で120億円程度を目指します。

また、実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に取り組んだ結果、平成24年度決算で15%を下回る事となったところであり、今後とも15%を超えないよう留意しながら、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に則り、連結ベースでの財政構造の健全化に努めます。

歳出の見直し

これまでの行財政改革大綱でもテーマとして取り上げてまいりました『最少の経費で最大の効果』をあげることが今後も重要です。

そこで、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、事業、施策の『選択と集中』を図り、市民サービスの低下につながらないように考慮しながら、絶えず事務事業の見直しに取り組みます。

また、補助金や負担金については、社会経済情勢に応じて見直しを図るとともに、必要性の有無についても検討を行います。

自主財源の確保

持続可能な財政運営を推進するためには、既存の事務事業を見直し、歳出を抑制するだけでなく、歳入を安定的に確保していかなければなりません。

このため、新たな企業誘致や地場産業の育成、子育てしやすい環境の整備など、雇用の場の創出や定住者の増による税収の増加に結び付くような施策を推進します。

また、使用料や手数料について、負担の公平性と受益者負担の観点から、適宜、見直しを進めていきます。

そして、市民の受益と負担の公平性を確保し、安定した市民サービスを行うためにも、市税等の滞納防止及び滞納整理の充実強化、収納率の向上にも努めていきます。

資産の活用

現在各部署が所管している施設等の市有財産について、将来を見据えた中・長期的な視点で整備、運営、管理を行います。

施設については、耐震性や安全性の観点から、適切な修繕や改修を行い、長寿命化を図ります。なお、建物については、設置目的や社会状況の変化に伴い、施設そのものの必要性についても検討を行います。

未利用の市有地については、早期売却及び有効活用に努めます。

公営企業会計の健全化

・企業会計

（病院事業会計）

市立病院は、平成26年秋、旧中央小学校跡地に新築移転します。

新病院では、基本構想・基本計画に基づき、将来の医療制度改革、地域の高齢化への対応や高度医療を継続して実践できる医療環境を創成するとともに、地域中核病院として救急医療、急性期医療に対応し、基本理念である『市民が安心して暮らせ、心の支えとなる病院に』の実現に向けて、市民の生命を守り、市民の安心、安全、健康な生活を維持することに貢献します。

また、大規模災害時には玄関ロビーや機能訓練室等をトリアージ・収容施設に転換できることから、水や薬品・食料等を備蓄し、医療活動が継続できる備えを行います。

なお、財政面では、建設当初の減価償却費などにより、損益計算での当面の赤字は避けられないものの、資金不足は発生しない見込みであります。今後とも、病院の経営状況及び一般会計の財政状況等を勘案しながら、本市における繰出基準を定める中で、継続的な繰入を行いつつ、職員が一丸となって経営の効率化に取り組み、病院経営のさらなる健全化に努めていきます。

（水道事業会計）

水道事業については、『市民に信頼、満足される水道』を基本理念に、水道事業の使命である安全な水道水を安定的かつ低廉に供給するため、今後とも、水道施設の更新、耐震化等を進める中で、より一層の経営基盤の強化及び業務の効率化に努めます。

また、平成20年度に策定した水道ビジョンに基づき、補助制度の積極的な活用、また給水量の減少に対応した香川用水の適正な受水量の検討、計画的な漏水調査及び老朽管の布設替えを実施し、有収率の向上を図るなど、健全経営の維持に努めます。

- 特別会計

一般会計と同様、『市民共働・サービスの視点』『経営の視点』『健全財政の視点』から施策や事務事業の見直しを行い、効率的な経営の推進を図ります。

また、一層の自助努力により独立採算を基本とした企業的経営に取り組みます。特に、下水道事業特別会計については、公営企業経営健全化計画に基づき、効率的な施設整備や普及率の向上を図り、平成27年度までに資金不足額を解消するなど、経営の健全化に努めていきます。